

DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

ESG分類

ESG投信ではありません

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

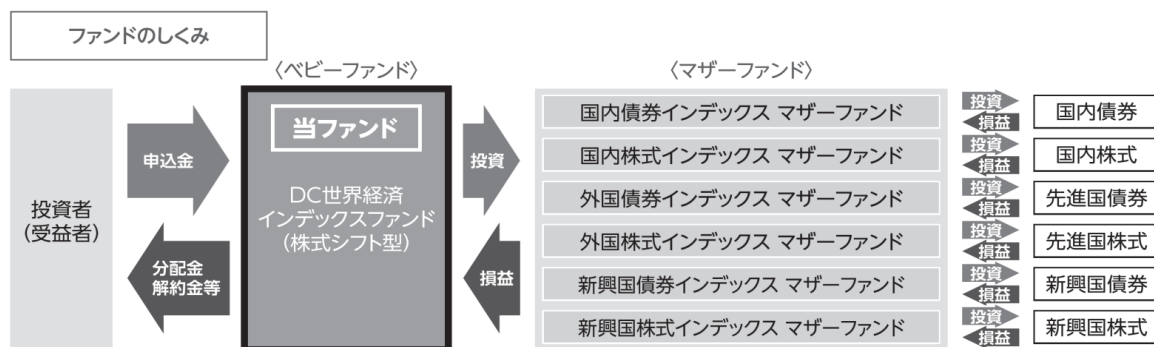
■ファンドの目的

国内、先進国及び新興国の公社債及び株式(DR(預託証券)を含みます。)に分散投資することでリスクの低減をはかり、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

■ファンドの特色

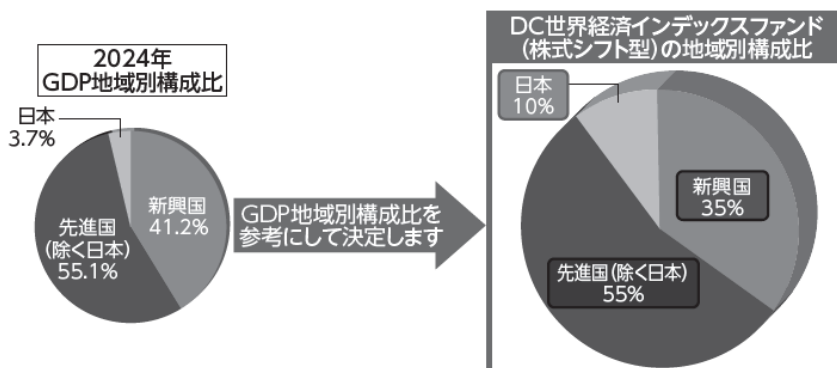
①世界の債券及び株式に分散投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- ・世界の債券及び株式に分散投資を行うことで、リスクの低減に努めます。
- ・各マザーファンドは各投資対象市場の代表的な指数(インデックス)への連動を目指す運用を行います。
- ・原則として、為替ヘッジは行いません。



②世界経済全体の発展を享受します。

- ・基本組入比率は、地域別(日本、先進国、新興国)のGDP(国内総生産)総額の比率を参考に決定します。
- ※世界経済に占める各地域のGDPシェアの変化に応じて、原則として年1回地域別構成比の見直しを行います。
- ※地域別の基本組入比率は市場動向等を勘案して調整を行うことがあります。



(出所) IMF「世界経済見通し2024年10月」のデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※IMFデータについては実績値のほか、一部の構成国において推定値が含まれます。

※GDP地域別構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

※上記のファンドの地域別構成比は、2025年2月末現在の基本組入比率であり、実際の組入比率と異なる場合があります。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

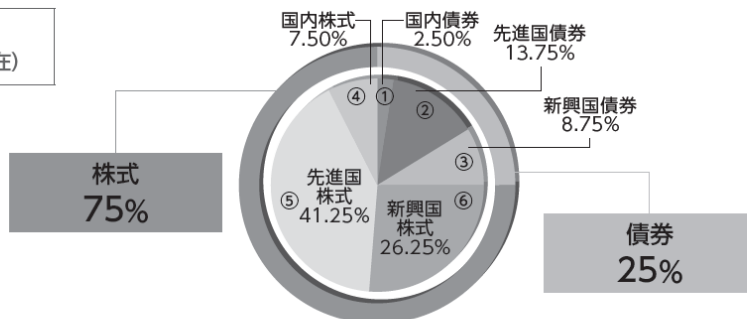
■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

基本組入比率
(2025年2月末現在)



- 基本組入比率には一定の変動幅を設けます。
- 基本組入比率は原則として年1回見直しを行います。また、市場動向等に応じて必要と認める場合には、一定の乖離幅の範囲内で組入比率を調整する場合があります。

資産	インデックス
①国内債券	NOMURA-BPI総合
②先進国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
③新興国債券	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
④国内株式	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
⑤先進国株式	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
⑥新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

* 資産ごとの運用においては、十分な銘柄分散を行い、上記のインデックスに連動する運用収益の獲得を目指します。

※各インデックスに関する商標、著作権等の知的財産権、数値の算出、利用などその他一切の権利はそれぞれのインデックスの開発元もしくは公表元に帰属します。詳しくは「2. 主要投資対象」をご覧ください。

ポートフォリオ構築プロセス

ファンドマネジャーは基本組入比率に基づき、各資産のマザーファンドへ資金を配分し、値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスを行います。



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
 ■「DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。
 ■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
 ■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

投資対象としているマザーファンドの概要は以下の通りです。

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
国内債券インデックス マザーファンド	わが国の公社債	この投資信託は、わが国の公社債を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合 ^{*1} と連動する投資成果を目標として運用を行います。
国内株式インデックス マザーファンド	わが国の取引所に 上場している株式	この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、TOPIX (東証株価指数) (配当込み) ^{*2} と連動する投資成果を目標とし て運用を行います。
外国債券インデックス マザーファンド	日本を除く世界の 主要国の公社債	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に 投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) ^{*3} と連動する投資成果を目標として運用を行います。
外国株式インデックス マザーファンド	原則として、MSCIコク サイ・インデックス(配 当込み、円換算ベース) ^{*4} を構成している国の 株式	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを とらえることを目指して、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、 円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。
新興国債券インデックス マザーファンド	新興国の債券	この投資信託は、新興国の現地通貨建て債券等に投資し、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マー ケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース) ^{*5} に連 動する投資成果を目標として運用を行います。
新興国株式インデックス マザーファンド	取引所に上場され ている新興国の株式 (DR(預託証券)を 含みます。)	この投資信託は、主として取引所に上場されている新興国の 株式(DR(預託証券)を含みます。))に投資し、MSCIエマージング ・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース) ^{*6} に連 動する投資成果を目標として運用を行います。

※1 「NOMURA-BPI総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※2 「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。TOPIX(東証株価指数) (配当込み) (以下、「配当込みTOPIX」という。)の指数値及び配当込みTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

※3 「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※4 「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIコクサイ・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※5 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建て債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティー・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算したものです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティー・エルエルシーに帰属します。

※6 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIエマージング・マーケット・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)

投資信託協会分類: 追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

3. 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の85%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

- ・当ファンドにはベンチマーク及び参考指数ともありません。各マザーファンドのベンチマークにつきましては、2. 主要投資対象の<マザーファンドの概要>をご参照ください。

5. 信託設定日

2013年7月12日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

- 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。
- ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
 - ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
 - ・やむを得ない事情が発生した場合

8. 決算日

毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.605% (税抜0.55%) を乗じて得た額

■内訳

委託会社: 年率0.2805% (税抜0.255%)

販売会社: 年率0.2805% (税抜0.255%)

受託会社: 年率0.044% (税抜0.04%)

(有価証券の貸付の指図を行った場合)

ファンドの品貸料及びマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に50%未満の率*を乗じて得た額

※2025年4月18日現在、合計で49.5% (税抜45%) 以内とし、その配分は委託会社29.7% (税抜27%)、受託会社19.8% (税抜18%) です。(品貸料はファンドの収益として計上され、その一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取るものです。)

10. 信託報酬以外のコスト

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、新興国債券インデックス マザーファンド及び新興国株式インデックス マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。分配金は、自動的に再投資されます。

17. 申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことができます。

また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)

投資信託協会分類: 追加型投信／内外／資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

19. 損失の可能性

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構及び保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

■ 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

■ 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

■ 金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

■ 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

■ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

■ 有価証券の貸付等に係るリスク

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産などにより決済が不履行となるリスクがあります。貸付契約が不履行となった場合、担保金による有価証券の買戻しの際、時価変動の影響から損失を被り、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

●ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当する必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

●確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

※各インデックスに関する商標、著作権等の知的財産権、数値の算出、利用などその他一切の権利はそれぞれのインデックスの開発元もしくは公表元に帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

■「DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。

■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。